平成２０年（フ）第６４９０号
大阪府摂津市香露園24番29―305号
破産者　西村　啓二
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９６１７号
大阪府守口市佐太中町２丁目７番27―1014号
破産者　生田　　收
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９２６号
京都府八幡市八幡中ノ山87番地の18、前住所京都府八幡市八幡双栗４番地の18
破産者　家弓　眞明
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１０９号
大阪市淀川区新高３丁目４番21―303号
破産者　永井　正三
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１５９号
大阪市平野区平野南１丁目11番23―802号
破産者　甫木元節子
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２２２号
大阪市住吉区山之内２丁目４番13号　渡邉方
破産者　澤邑　孝子
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９７４号
大阪府池田市室町８番21号
破産者　前田　貞洋
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１７９号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番63―501号
破産者　山神　光二
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０８号
堺市中区深井中町995番地14、旧営業場所堺市西区北条町１―11―２
破産者　南海白アリこと　櫻井　　勉
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
堺市堺区田出井町１番３―2505号、前住所堺市北区新金岡町５丁７番214号
破産者　大町　哲史
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第３６９号
青森県弘前市大字城東１丁目１番地１、開始決定時の住所青森県弘前市大字泉野１丁目１番地２
破産者　中田　純人
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第５号
大分県佐伯市弥生大字床木1285番地
破産者　河野久美子
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成１９年（フ）第３７３号
山口県宇部市大字船木645番地、開始決定時の住所山口県宇部市大字小野5815番地２
破産者　藤村　敏克
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２０年（フ）第８４８号
鹿児島県鹿児島市春日町３番13―304号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市春日町６番８―603号
破産者　宇都　　豊
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第５９５号
熊本県山鹿市鍋田2112番地、破産手続開始決定時の住所熊本県熊本市中央街４―27メゾンユニテ803
破産者　原　　雅博
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４７３号
長崎県長崎市本河内３丁目10番29―405号
破産者　中濵　好郎
1　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
2　一般調査期日　平成22年１月22日午前10時20分
平成21年11月30日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７９９号
京都市南区久世殿城町１番地17
破産者　岩澤　匡彦
1　破産債権の届出期間　平成22年１月13日まで
2　一般調査期日　平成22年２月24日午後１時30分
平成21年12月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３６３号
名古屋市瑞穂区駒場町５丁目４番地の２
破産者　エル・エー建物管理株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
2　一般調査期日　平成22年３月４日午後２時45分
平成21年11月30日
名古屋地方裁判所民事第２部